令和８年１０月７日

美幌町長　平　野　浩　司　様

美幌町自治推進委員会
会長　　田　村　英　樹

美幌町自治基本条例の見直し検討について（答申）

令和８年５月２２日付けで諮問のあった美幌町自治基本条例の見直しについて、下記のとおり答申します。

記

条例の見直しについては、美幌町自治基本条例第48条に基づき、各条項が条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会経済情勢に適合しているかについて審議を行いました。

審議の結果、次の事項について条例改正が必要であると考えます。

また、審議の過程において、条例の考え方や運用面での課題等が出されたことから、あわせて意見を付して答申します。

【１　条例改正に関する意見】

（１）　第２７条（議会の責務）

議会からの政策提案について、第29条第２項において「町民からの請願及び陳情を政策提案と位置付ける」旨が定められており、これにより町民から寄せられた意見等に基づいた政策提案については、一定の位置付けがなされているものの、議会主導による政策提言については、明確に位置付する条項がないことから、議会主導による政策提言を位置付けるため次のとおり改正することを提案する。

≪提案事項≫

第２７条中第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４　議会は、町政に関する必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言を行うように努めます。

（２）　第２９条第４項（町民との情報共有と町民参加）

現在の条文は、全議員の出席が開催要件であると、とらえられる側面があることから会議の柔軟性の確保を図るとともに、議会の意思による開催を担保するため次のとおり改正することを提案する。

≪提案事項≫

第２９条第４項中「全議員出席のもと、」を「全議員による開催の意思決定のもと、」に改める。

（３）　第３２条（行政の責務）

第３２条第２項にて、行政には情報共有と町民参加を促進する責務がある旨が定められておりますが、町民の意見を積極的に聞くこと、また町民説明会など、町民に対し説明する機会を設けることを明確にするため、次のとおり改正することを提案する。

≪提案事項≫

第３２条第２項中「広く町民の意思を反映した行政運営を行うため、情報の共有と町民参加を進め、連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。」を「町民の意見を積極的に把握し、行政運営に適切に反映します。」に改め、同条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　行政は、町民への説明の機会等情報の共有と町民参加を進め、連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。

【２　その他の意見】

（１）　第２条（用語の定義）

社会情勢の変化に伴い、就労形態や二地域居住など、地域との関わり方が多様化していることを踏まえ、町民の定義について将来的な変化に応じ、引き続き見直しを検討されたい。

（２）　第１４条（町民参加の方法）

第１４条に定める町民参加の手法について、審議した結果を下記のとおり４つの目的から実施手法を整理したので、これを踏まえ、町民参加の手法に係る考え方や運用について整理されたい。

① 周知方法の充実

•デジタルサイネージによる役場庁舎内での周知を行う。設置場所は「待っている間」に見える場所（窓口）や、町主催の検診などの待合スペース等も活用する。

•町ホームページにパブリックコメント専用のサイトを作成し、実施状況を可視化する。

•関係団体・企業への協力を依頼し、周知を図る。

② 内容のわかりやすさの向上

•計画等の内容をまとめる「概要版」の作成し、目的・内容をわかりやすく発信するとともに、求める意見を明確化する。

③ 参加のハードルを下げる工夫

•パブリックコメントに加え、匿名での提出が可能なアンケートを必要に応じて実施する。匿名意見の弊害に配慮しつつ、パブコメ前段階とパブコメ実施時のどちらとも意見聴取を行うことも選択肢に含める。

•回答することによるインセンティブを検討する。

④ 参加機会の拡大

•広く町民が参加できる町民説明会を必要に応じて開催し、周知・参加機会の拡大を図る。また、希望団体等への個別説明の機会も設ける。

（3） その他

今後も基本理念である「町民主体の自治の実現」に向けてご尽力いただきたい。